

平成20年10月24日
国立大学法人高知大学

懲戒処分の公表について

交通死亡事故を起こした本学非常勤職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

交通事故の発生防止につきましては、機会あるごとに職員に指導を行ってまいりましたが、このような痛ましい事故が発生いたしましたことは、誠に残念でなりません。

ここに改めて、お亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様に深くお詫び申し上げ、哀悼の意を表します。

また、このような発表をいたしますことについて、本学に信頼をお寄せいただいております皆様に改めてお詫び申し上げます。

今後、職員に対する交通法規の遵守、安全運転をより一層徹底し、交通事故の発生防止に努めてまいります。

被処分者	非常勤職員（男性、20歳代）
処分内容	停職7日間
処分理由	自家用車を運転中、センターラインをはみ出して対向車と正面衝突し、対向車の運転手、同乗者の二人を死亡させた。
根拠条項	国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第49条第1項第5号、第8号、第9号
処分年月日	平成20年10月23日
処分者	国立大学法人高知大学長